

特別展示「サンフランシスコ講和への道」

Ⅳ 講和会議開催に向けて

概説と主な展示史料

吉田・ダレス会談終了後の1951年3月下旬、米国は日米間の合意を踏まえて作成した全22条からなる平和条約草案を、ソ連を含む関係各国へ送付しました。以後、米国は同案をもとに英国をはじめ各国と協議を進める一方、条文をめぐって日本側との間で協議を行いました。

4月11日、トルーマン米大統領はマッカーサー連合軍最高司令官の解任を公表しました。これを受けて4月16日に再来日したダレス特使は、18日午前、リッジウェイ新司令官を交えて吉田首相と会談し、マッカーサー解任後も対日講和に関する米国政府の政策には変更がない旨を明らかにしました。このダレス訪日時に、米国側から、英国が作成した平和条約案が内々に示されました。日本側は同案を、戦勝国が戦敗国に課す性格の条約と受け止め、日本としては寛大な米国案の方がはるかに望ましく、あくまで米国案の実現に努めてほしいと要望しました。

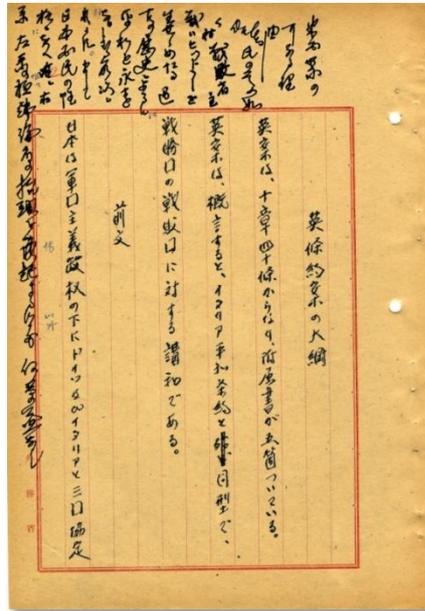
6月上旬、ロンドンで対日講和に関する米英会議が開催されました。この結果を受けて同24日、アリソン公使が日本を訪問し、米英が合同で作成した平和条約案を提示して日本側と協議しました。米英案には様々な修正が加えられていましたが、特に日本側が重視したのは賠償関係の条項の修正でした。日本側は、賠償を負担することは「苦痛」であるとしながらも、早期講和の実現のためには甘受せざるを得ないとの姿勢を示しました。米英案はその後も細かい修正が加えられ、7月13日に公表されました。

平和条約案と並行して、日米安全保障協定案についても日米間で協議が行われました。日本側は1951年3月、吉田・ダレス会談で「イニシアル」された日米協定案に対する意見書を提出しましたが、米国側は、日本は自衛力がないので、米国と相互的な安全保障取極めをなし得ないと回答しました。7月30日には米国側から、日米安全保障協定の修正案が提示されました。同修正案では、いわゆる「極東条項」が加えられました。日本側はこれを受け入れ、8月20日、日米安全保障条約という名称で最終案文が確定しました。

7月に公表された平和条約案はさらに修正が加えられ、確定案が最終的に公表されたのは、8月16日のことでした。この間、7月20日には米国から日本を含む各国に宛てて、講和会議の招請状が発送され、日本は7月24日に欣然出席の旨を回答しました。

サンフランシスコ講和会議は1951年9月4日から8日までサンフランシスコのオペラハウスにて開催され、52か国が参加しました。そして9月8日、ソ連、ポーランド、チェコスロバキアを除く49か国が平和条約に署名しました。また同日、サンフランシスコ郊外プレジディオの米陸軍基地施設内にて日米安全保障条約も署名されました。

展示史料 15
英国作成の平和条約案の大綱(1951年4月17日)



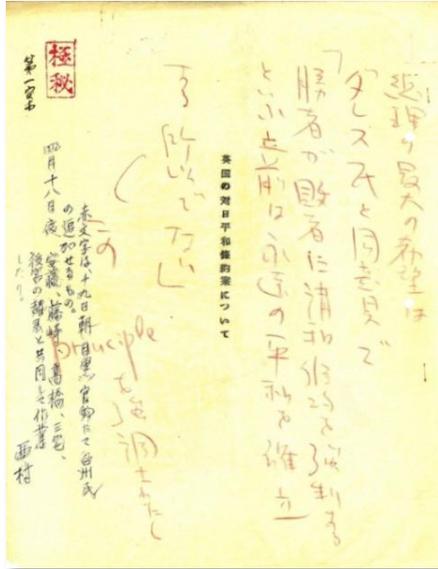
展示史料 15

対日講和をめぐる英国は、独自の観点から検討を進めており、1951年4月7日付で作成された英国の平和条約草案は、英連邦諸国をはじめ各国へと送付されました。この英国案は4月17日午後、マッカーサー連合軍最高司令官の解任に伴い来日したダレス特使の意向を受けて、ダレス使節団随員員のフィアリーから井口次官および西村局長に対して内々に示されました。コピーが与えられなかったため、井口次官と西村局長は約1時間を費やして条約を通読し、メモを取りました。

本展示史料は、手書き原稿のまま吉田首相に提出された英国案の大綱です。英国案は全10章40条および5つの付属文書から成る大部なもので、その性格は、1947年2月に締結された対イタリア平和条約をモデルとして作成された「戦勝国の戦敗国に対する講和」であり、米国案と比較してはるかに過酷な内容でした。前文には日本の戦争責任が明示され、領土問題や賠償、漁業関係などの条項には、日本にとって非常に厳しい内容が盛り込まれました。他方で、占領軍の撤退条項など、米国案には見られなかった条項も含まれており、それらは後の米英共同案にも活かされることとなります。

この英国案の内容は、戦前期に駐英大使を務め、親英派として知られた吉田首相にとっても衝撃であったとされます。本展示史料の冒頭欄外には、「対戦敗者主義」は「平和を永遠ならしむる所以に非らず」との吉田首相の書き込みが見られます。

〈参考〉「英国の平和条約案にたいするわが方意見（案）」（1951年4月20日）



〈参考〉史料



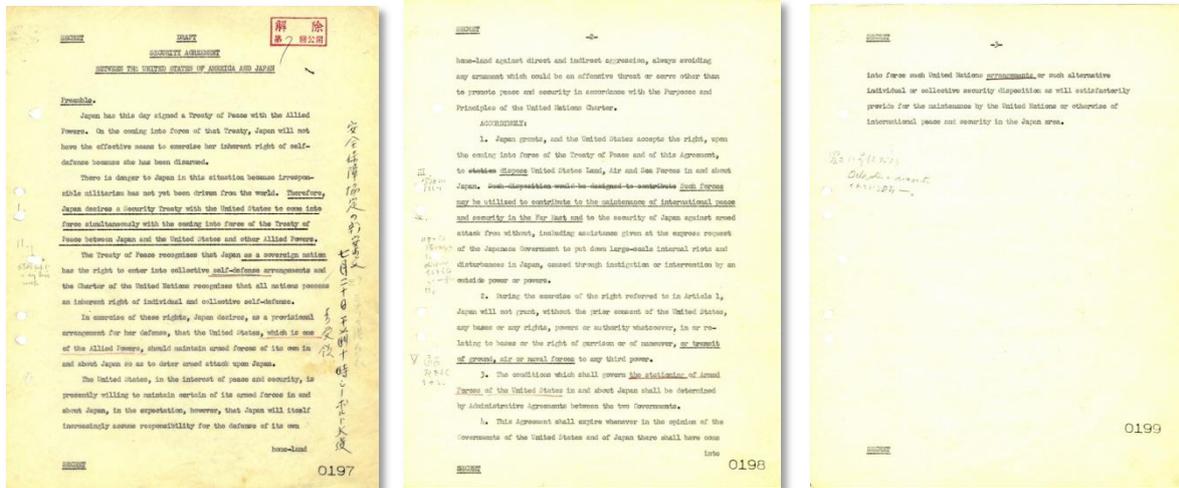
白洲 次郎

展示史料 15 に対して事務局が作成した日本側意見書案です。「全般的意見」と各条項に対する「個別的な意見」からなり、4月20日午後、井口次官からシーボルト外交局長へ手交され、翌21日、日米間で検討に付されました。

本史料は、吉田茂側近の白洲次郎(しらす・じろう)が目を通した意見書案です。その表紙には白洲の手で、「総理の最大の希望はダレス氏と同意見で『勝者が敗者に講和条約を強制するといふ立前は永遠の平和を確立する所以でない』この principle を強調されたし」と朱鉛筆で大書されています。

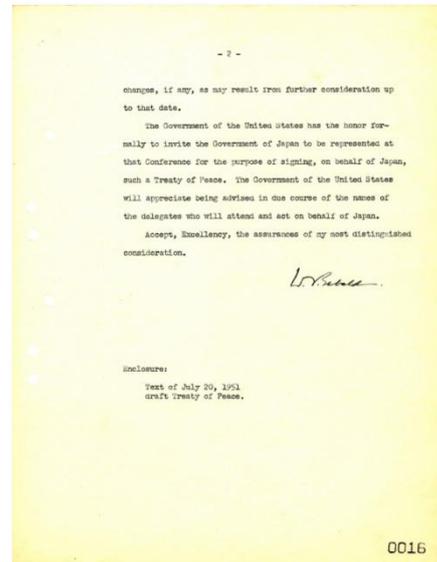
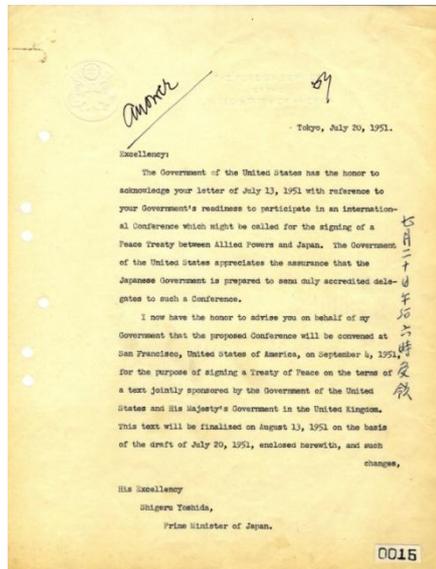
展示史料 17

日米安全保障協定の修正案(1951年7月30日)



1951年7月30日、シーボルト外交局長から日米安全保障協定の修正案が手交されました。従来の案文と比較して合計5か所に修正が加えられていましたが、「実質上の問題」であったのは、第1条において、朝鮮戦争のような極東有事にも対応できるようにするために、米軍の日本駐留目的として「極東における国際の平和と安全の維持 (the maintenance of international peace and security in the Far East)」が加えられるとともに(いわゆる「極東条項」の挿入)、外部からの武力攻撃に対する日本の安全保障のために駐屯軍を「使用することができる (may be utilized to contribute to)」との一節が追加されたことにありました。日本側は、この修正をそのまま受け入れることとなりました。

展示史料 19
講和会議への対日招請状(1951年7月20日付)



1951年7月9日、ダレス顧問から吉田首相に対して、同年9月第1週にサンフランシスコにおいて講和会議を開催するとの情報が伝えられました。そして7月11日、米国政府から講和会議出席への確約を事前に求められた日本政府は、13日、日本の出席を保証する旨を米国側へ通報しました。

7月20日午後6時、日本政府は、総司令部外交局のシーボルト局長から講和会議への正式招請状を受領しました。講和会議への招請状は、同日、連合軍諸国に対しても送付されました。この招請状に対して日本側は、7月24日、欣然出席する旨を米国側へ回答しました。

その後、日本側は全権団の構成について調整を進め、8月20日、吉田首相を首席全権とする日本側全権団リストを米国側に通報しました。

本史料は、7月20日付の正式招請状で、吉田首相が閲了したことを示す「SY」のイニシャルと、米国側へ回答すべき旨を命じた「Answer」の書き込みが見られます。